

予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 令和 6 年 6 月 25 日（火） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 吉津委員長ほか議長を除く議員 17 名
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・釵物次長
8. 協議事項
6 月定例会本会議（6 月 21 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 1 名

会議の概要

- ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 11 時 29 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 6 年 6 月 25 日

予算決算常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

釵 物 伸 次

吉津委員長 本日の出席委員については委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。なお、本定例会の委員会審査においては、試行的に説明員の呼称は役職名のみといたします。それでは、これより本委員会に付託されました議案 1 件について、審査を行います。

議案第 1 号「令和 6 年度長門市一般会計補正予算(第 2 号)」を議題とします。審査は、第 1 条歳入歳出予算の補正から第 3 条地方債の補正までを一括し、別紙一覧表に沿って、課ごとに質疑を行います。はじめに、三隅支所所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

三隅支所長 それでは、三隅支所所管分につきまして補足説明いたします。補正予算書の 32 ページから 33 ページ、「債務負担行為補正」「塵芥処理用パッカー車更新事業」として、1,078 万 3,000 円を設定しています。これは、三隅地区でごみ収集に使用する、導入から 15 年経過した「塵芥処理用パッカー車」の更新にあたり、発注から納車まで 1 年 6 か月程度を要し、車両本体の納入が令和 7 年度に及ぶことから、備品購入に係る費用を債務負担行為として設定しています。以上で、補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 おはようございます。それでは、予算書 32 ページから 33 ページの債務負担行為予算について、今回、本年度分としてですね、塵芥処理用パッカー車更新事業として、先程支所長のご説明にもありましたように、1,078 万 3,000 円が計上されております。この債務負担行為っていうのは、いわゆるこの予算が議決されればですね、契約行為が可能になるということで、実際、支出負担に伴ってはですね、来年度の最終予算に、この限度額の範囲内で予算が計上されると思います。実際、先程、今説明の中で 15 年間、導入から現行の、今のパッカー車が 15 年ということなんですけど、実際今回更新するってことは、この廃車にするっていうことなんですけど、この導入されたあかつきには。実際このパッカー車なるものは、実際その耐用年数っていうか、どのぐらい持つものなんです。普通に使って。

三隅支所長 まず、新たに更新のパッカー車を導入いたしましたら、現行のそれについては廃車いたしまして、売却等を考えております。耐用年数につきましては、車両の運転の状況、整備の状況にもよると思いますが、10年ないし15年は使用可能とは考えております。

吉津委員長 管理質疑はございませんでしょうか。なければ、他、ご質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

吉津委員長 今一度、三隅支所所管全般について、ご質疑はありませんか。

林委員 副市長にお尋ねします。私、かつてですね、大西市政の時に、大西前市長の時にですね、この長門市の中で三隅地区のみが直営でこのごみ収集に当たってる。ほかのところは全て民間に委託してる。今回このパッカーを更新するっていうことは、市の方針として、この三隅地区の、さっき言った使い方にもよるんだろうけど、それ10年から15年は持つだろうということになると、この三隅地区のごみ収集についてはですね、このごみ収集事業については直営の方針をずっと堅持していくっていうことでよろしいんですか。

副市長 今委員からご紹介がありましたように、平成29年にですね、この問題について質疑等があり、直営でこのまま続けた場合と委託した場合の試算、いわゆる運営経費の試算をしてお紹介したことがあると思うんです。その際、直営で続けたほうがコスト的には安いということで、直営が続いたことになるんですけれども、当時の三隅地区の住民の方にはですね、逆にステーションの数をほかの地区とは違う、箇所数を少し絞って運び出すのに遠距離になるかもしれないといった点についてご理解をいただいて集約化を進め、直営という形で継続して参ったわけでございます。ただ、平成29年から年数も経ち、そしてこれからの市の財政運営、それから先ほどのステーションの数、これをやっぱり遠いところではですね、数百メートルあるというふうに伺っておりますけれども、高齢化が進む中でこういうステーションの数を絞ったままでいいのかとか、いろんなご意見もあろうと思います。そういうことで、今回の債務負担行為によって直営を継続するのかというふうに問われた場合は、いや、そうではないと。委託についてもまだ慎重に検討していかなければいけないというふうに考えております。ただ、過去の例を見てみますと、旧日置町の場合、当時、パッカー車はまだ耐用年数経っておりませんでした。それで民間委託に進むわけですけれども、その相手方に対してこのパッカー車を売却しております。そういうことで、直営から委託に移したという例もございますので、この点については、今回、債務負担行為をとったからといって、直営の意思ありというふうにはお考えいただかなくてもよろしいかというふうに思います。

林委員 これからまた新しくパッカーを更新してもですね、直営という方針です、堅持はするっていうことは明言されずにですね、場合によっては民間

委託もあり得るっていうご答弁だというふうに私は今理解いたしました。そう
いった、明確にその市の財政状況等々を考えてですね、直営から民間にする場
合でもね、しっかり私は説明がいると思うんで、その辺りはしっかり、今回、
これまでの方針とですね、若干、副市長答弁が若干変わったなと思いますので、
今後またこれは議論、政治的な日程に上ってきた時にはしっかり議論したいな
と思います。

吉津委員長 今一度、三隅支所所管全般について、ご質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入
れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:38 —

— 再開 9:39 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、企画政策課所管につい
て、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 それでは、企画政策課所管分につきまして、補足説明を申し上
げます。補正予算書 22、23 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、
第 2 目「企画費」の「定住促進対策事業」及び、補正予算書 26、27 ページ、第
13 款「諸支出金」、第 1 項「基金費」、第 17 目「環境整備協力基金費」事業コー
ド 010 環境整備協力基金費については、補正予算説明資料 1 ページ及び 4 ペー
ジに記載のとおりであり、またほかの費目についても特に補足すべきことはご
ざいせん。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。
ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは補正予算書 22 ページ、23 ページ、第 2 款「総務費」、
第 1 項「総務管理費」、第 6 目「企画費」の定住促進対策事業 600 万円について
お伺いいたします。補正予算の説明資料にもございますけど、上回る見込みが
あったというところですけど、補正を計上したタイミングが早いのかなという
ふうに思うんですけども、今回補正をして 600 万円追加をして、そのうちの
いくらがしっかり使われる見込みがあって、いくら残るのかっていう現状の詳
細についてお伺いします。

政策調整班長 移住支援金につきましては、現時点で申請または申請見込みの
方が 4 件で 600 万円ほどございます。今回 600 万円を補正させていただきまし
て、当初予算のほうで 200 万円計上しておりますので、600 万円申請がありま
したら 200 万円は今後残るような形になりますので、今後申請がありましたら、
そちらのほうで当面は対応していく形になります。

ひさなが委員 600 万円はもう今見込みがあつて、残り 200 万円を今からやっていくところなんですけど、またその 200 万円を超えそうになった場合は補正をかけられるという考えでいいのかという点と、そうなったときに今国や県の補助が入ってますけど、そういったものが確実に取れるのかどうか、見解をお伺いします。

企画政策課長 また今後の動向を注視しまして、そういった申請が増えるようであれば補正対応をしていきたいと思ひますし、こちらの国、県の負担分につきましては、いただける見込みでございます。

田中委員 この事業は県とかの要綱も厳しかったりとか、市内の企業さん、なかなか参加していただけないとか色々頭の痛い事業だったと思うんです。当初予算の時に、今年はプロモーションに力を入れていくというふうに答弁いただいてるんですけども、ここに来て、こういうふうにバツと増えてきた要因と言ひますか、また要件が変わつたのかどうなのかとか、そういうところ。あともう 1 つは、市内事業者が増えたのかどうかとか、そういうところをちょっとご説明いただけますか。

政策調整班長 今回、移住支援金が増えた要因ですけれども、今回の 4 件の 600 万円の申請見込みの移住支援金につきましては、要件がテレワークを要件にしたものでございます。このテレワークを要件にした移住金につきましては、これまで交付実績っていうのがございませんでした。今回、全てテレワークということなんですけれども、まずは単県事業分、それが 2 件あるんですけれども、これが令和 5 年度から新たに開始したものになりますので、制度の拡充によって対象者が増えたっていうことが要因の 1 つとして考えられます。それとあと、国庫補助事業分の 2 件のうち 1 件につきましては、企業誘致・まちづくり推進課からの紹介というか案内いただいた方になるんですけれども、そちらに関しては企業誘致活動の中で移住の希望があつて、またテレワークの要件に該当するんじゃないかということで確認しましたらテレワークの要件に該当するということで、今申請見込みというふうに考えておりますので、そういったことが今回増えたものと考えております。

企画政策課長 少し補足をさせていただければと思ひます。令和 5 年度に始まりました県事業の部分ですけれども、これまで国の事業では東京、首都圏の条件不利地域以外の部分のところを対象だったんですけど、県の制度で言ひますと、東京圏、それから愛知県、京都府、大阪府と対象エリアが拡大をしたというところも利用しやすくなった要因かなと思ひます。

林委員 先ほど説明にありましたように、第 13 款「諸支出金」、第 1 項「基金費」、第 17 目「環境整備協力費基金費」の 1,077 万円について、いくつかお尋ねします。毎回思うんですけども、これ協力費って言つて、ボートレースケ

ットショップの売り上げの 1 パーセント、単純計算して 10 億円売り上げてるわけですよ。いや、これ、地域の消費活動つまり生活資料とかにこの 10 億円が使われたら、これ産業連関表を使わなくても、恐るべき波及効果が、1,000 万円どころじゃない。10 億円、20 億円の、それがなんか舟券に消えちゃったっていうか、消えたって勝ち舟券が配当もあるからいいんだけど、もったいないなと思いつつながら。それでも地域にこうやって協力費として 1 パーセントが来るということで、いくつかちょっと確認なんですけど、今回この 1,077 万 7,000 円、令和 5 年度の売り上げの 1 パーセントということで、この令和 6 年度の当初予算を見てみますと、この基金の処分を定めた条例の処分を定めた第 6 条には「市長は、次の各号に掲げる事項の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる」とあって、まず第 1 号が「教育及び子育て環境の整備を図るための財源に充てるとき」、第 2 号が「地域活性化を図るための財源に充てるとき」、第 3 号が「ボートレースチケットショップながと周辺の環境整備に要する財源に充てるとき」とあって、この令和 6 年度の当初の何が計上されてたかっていうと、おそらくこの第 3 号のボートレースチケットショップながと周辺の環境整備に要する財源に充てられてるということで、具体的に言いますと、土木費の道路橋梁費、道路等環境整備事業にまず 500 万円、それから区画線設置安全対策事業に 500 万円、これがこの基金から充当されてるというふうに確認してよろしいですか。

企画政策課長 委員お示しのとおりです。

林委員 それで今回、この 1,077 万円を積み立てることによって、年度末残高見込みいくらですか。

企画政策課長補佐 今回の積み立てによりまして、現時点で基金残高は 2,381 万 7,916 円となる見込みでございます。

林委員 わかりました。これで最後にします。さっき私が長門市環境整備協力基金条例の処分に関する 3 つの該当する事由を述べましたが、来年度の予算を組むときは、当然その令和 6 年度の売り上げの 1 パーセントはおそらく充当される、何らかの事業に、令和 5 年度予算に。それで、そのときの政策意思決定っていうのは誰が一体決められてるのか。今回は道路橋梁費に 1,000 万円が充当されている、令和 6 年度予算は。だから、この第 1 号から第 3 号までの処分の理由に伴って、これはこういうふうに使おうとか、今年度ああいうふうに使おうとか、来年度こうしようとかっていうのは、どこが意思決定をされてるのかっていうのをちょっとお尋ねして質疑を終わります。

企画政策課長 基金の充当先、使途に至る意思決定という部分でありますけれども、毎年、当初予算編成時におきまして、庁内の各課のほうに基金の活用の意図、希望等、ご意見をいただいて、当初予算編成時に財政課と協議をしながら

ら条例に定められた使途、それから各課等の要望を勘案しながら決定をしているところでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、企画政策課所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:49 —

— 再開 9:50 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、財政課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 それでは、財政課所管分につきまして、補足説明を申し上げます。

補正予算書 20 ページ 21 ページ、歳入第 20 款「繰入金」、第 1 項「基金繰入金」、第 1 目「財政調整基金繰入金」3,140 万 8,000 円につきましては、令和 5 年度の決算が確定していないことから、今回の補正予算に係る収支不足額を財政調整基金繰入金にて予算調整したものでございます。また、同款、同項、第 9 目「地域活性化基金繰入金」につきましては、県営自然災害防止事業の事業費増に伴い増額しています地方債との財源調整でマイナス 10 万円を計上しております。なお、財政調整基金の令和 5 年度末残高でございますが、45 億 2,335 万 5,000 円と見込んでいるところでございます。以上で、補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:51 —

— 再開 9:52 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、市民活動推進課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 おはようございます。市民活動推進課所管の補正予算につきましては、補正予算書 22 ページから 23 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 8 目「市民活動推進費」の 030 コミュニティ助成事業になりますが、

補正予算説明資料 1 ページにお示ししているとおりであり、特に補足説明はありません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

早川委員 おはようございます。こちらの 3 件ほど不具合というか生じてるんですけれども、これは生じた時期と、これまでの(「これ違う」と呼ぶ者あり)これ違います。先に言わなきゃいけないです。すいません。ごめんなさい、間違えました。ごめんなさい。申し訳ないで。すいません。

吉津委員長 他にご質問はありませんか。ご質問はないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:53 —

— 再開 9:54 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、地域福祉課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 地域福祉課所管の補正予算につきましては、補正予算書 18、19 ページ、22、23 ページ及び予算説明資料 1 ページのとおりであり、補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

早川委員 すいません、先程は。おはようございます。第 3 款「民生費」、第 1 項「社会福祉費」、第 1 目「社会福祉総務費」長門市地域福祉センター管理事業についてお聞きいたします。これ、不具合が生じた時期と、その 3 件とも、不具合が生じてからそれまでの対処をどうされてたかっていうところを教えてくださいませんか、

地域福祉班長 まず、不具合が生じた時期ですが、正面玄関自動ドアにつきましては、今年の令和 6 年 2 月 6 日に社協の職員が気が付いて、こちらのほうへ連絡をして参りました。また、換気扇フードにつきましても、今年の 4 月 30 日に換気扇フードが外れているのを社協の職員が気が付いて、こちらのほうへ連絡がございました。また、階段室の雨漏りにつきましても、今年の 1 月 22 日に社協の職員が気が付いて、こちらの市へ連絡をしてこられました。これまでの対処についてですが、正面玄関自動ドアにつきましてですが、こちらの外側と内側の 2 箇所の自動ドアのうち内側の自動ドアの故障であるため、現在は内側の自動ドアを止めて開けた状態にしております。換気扇フードにつきましては、

フードが外れたのみで換気扇自体の故障ではございませんので、フードがない状態で使用しております。階段室の雨漏りにつきましては、雨漏りがする箇所へ雑巾等を設置して対応させていただいております。

早川委員 ではこの 3 つの予算、あげられてるんですけども、補正が上がってるんですけど、これ、それぞれの工期っていうのはどれぐらいかかるものなんでしょうか。

地域福祉班長 それでは、お答えいたします。まず、正面玄関の自動ドアと換気扇フードにつきましては、予算成立後速やかに行う予定等はしております。階段室の雨漏りの修繕につきましては、入札後、業者が決定した後に工期を定めることとなりますので、現時点では決まっておりますが、指定管理者である社会福祉協議会とも協議の上、できるだけ早期に行いたいと考えております。

早川委員 今、ご説明いただいたんですけども、やはり、生じた時期から、改修されるまで、対応されるまで、ちゃんと正常に動くようになるまで、やはりちょっと時間がかかっていると思うんですよね、私としては。そしてまた、階段の雨漏り等も、下にある雑巾を拭いたりとかして、利用者さんも困られるでしょうし、たとえ利用者さんが使っていないところであっても、そこで働かれる職員の方達にとってはやはりストレスになると思うんですよね。特に足元なので。それに関してやっぱりちょっと聞いたら、年に 1 回ぐらいですかね、社会福祉協議会のほうからこう不都合なところを報告されてるって聞いているんですけども、それは、この 3 つのことはまだ入ってなかったんですかね。

地域福祉課長 年に 1 回というふうに決まってるわけではございません。必要な時にその都度報告はされておられております。30 万円未満であれば社協さんのほうがもう修理されますので、それを超えた部分についてはその都度、補正のほうで対応させていただいております。

早川委員 そうであれば、やはり今からもう 30 年も経ってるっていうところで、この説明にも、補正予算の説明にもあるので、これからは、今、対処療法みたいな、こう何か起こってきたらそれに対処するっていうことで、結構それまで、対処するまで時間がかかっているんで、これからはやはり担当課ほうで先に検索っていうか、先に大変なところあげてもらって、一番分かっているのはその社会福祉協議会で働いてらっしゃる方なので、そこから上げてもらって順位をつけてもらって、例えば来年度予算とかにこう、次の補正とかにかけていくっていう考えはございますか。

地域福祉課長 計画的にやっていける部分といけない部分とございまして、今回の修繕につきましても、ちょっと想定はしていなかった部分ということで補正のほうになっております。あらかじめもう計画的にできるようなものであれば、当初予算に計上するなり計画的にやっていきたいと思っております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。

重村委員 関連で質疑をさせていただきます。今回、事業費は 3 つの案件で 291 万 5,000 円ということですが、社協さん自体の負担はないと、ゼロということでしょうか。

地域福祉課長 この度、社協さんの負担はございません。

重村委員 ちょっと以前の案件にもなるんですけど、指定管理者として社会福祉協議会が指定管理者としてそこに入られて運営をされていると。以前ですね、その建物でエレベーターか何かのときには、自己負担を多分、持ち分、自己負担をされていると思うんですよ。私は、今回なぜその社協さんの自己負担がないんですかって言ったら、「ないです」ということで、その場、その場で何か対応が私は違うように感じるんですよ、今回の案件。だから、エレベーターは以前その修理するときに云百万円の大きい取替工事だったんですよ。そのときに、当然躯体の一部で、これは市のほうがきちんと全額を持つべきじゃないかなっていう、私は何となく認識を持っていたんだけど、いや、社協さんにも一部負担してもらいますということで、一部負担がありました。今回の案件と見ると、どこでこの案件は、例えばエレベーターだったら負担を求める。自動ドアだったら負担は求めない。30 万円以下は、社協さんが直されますと。だから、指定管理者の場合、確かに軽微な、確かに修理案件は指定管理者が持つということで、これはどこの施設でも一緒だと思います。だけど、それは金額がある程度決めたりとか、こういった箇所が破れたかという案件によって、自己負担なのか指定管理者の持ち分なのか、いや市がきちんと責任を持って直すのかっていうのを決められていると思うんですけど、ここのあたり、今回の私、この補正予算を見ると、どこに線があって、どこに負担を求めるのかってのが、執行部内部でも何ていうか、明確にあるのかなっていう部分があるんですけど、これはお答えにくかったら、僕は今一度で副市長のほうに聞きますけど、きちんとした何か明確なご答弁をいただけますか。

地域福祉課長 まず、自主事業にかかる大規模改修かどうかというところで判断をしております。その線引きなんですけど、社協さんとの協議が整っていませんので、明確なラインはできておりません。私たちが示した金額については、了解をいただけてないので、本来なら指定管理者制度の基本協定の中に盛り込みたかったところではあるんですが、それがこの度叶いませんでした。まず大前提に、自主事業を 3 階でされておりますので、その自主事業にかかる部分が大きいかどうかというところが 1 つの線引きになっております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。なければ、他にご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、地域福祉課所管全般について、ご質疑はありませんか。

重村委員 それでは、副市長のほうに、今一度のところで見解をお尋ねします。社会福祉協議会さんというのは、以前やはり、何て言いますか、冠婚葬祭等での寄附とかも多くございました。ここ最近、私は内部には入っていませんけれども、色々ご相談を受けたりとか、お話を聞く中で、非常に運営が厳しいということをおっしゃっている団体であります。これから、その地域の、長門市の福祉分野を牽引していただかないといけない、その団体であるというふうに認識しておりますけれども、先ほど言ったように、例えば玄関にしても、それは自主事業にも関わるところですよ。私は、確かにその自主事業に関わるから、これは団体のその負担もいるんだという考えも確かに分かるのは分かる。ですけれども、例えば今回の案件なんか見たら、やっぱり築 30 年経って、エレベーターもそのときにつけてあるのであれば、築 27 年とかぐらいで、多分業者の方も、いやこれはもうとにかくエレベーター自体を交換しないと、その修理するにも部品がありませんと、対応ができないということで、確かエレベーターの事業もあったと思うんですよ。これから、そこらあたりをきちんと社会福祉協議会さんとも話し合いをしていくという課長の答弁だったと思いますけど、この案件について、やはり副市長として、社会福祉協議会とどういう形で向き合っていくのか。それで、あの施設自体も老朽化がもう進んできた中で、こうやって社会福祉協議会が厳しい中で、本当に負担をどこまで求めているのか、ここのあたりの見解というのを確認させていただきたいと思います。

副市長 先ほど担当課長がご答弁申し上げましたけれども、エレベーターの件に関してのご質疑だったと思います。これは、平たく申し上げれば、躯体構造に関わる大きなエレベーター補修だったわけでございます。確か 1,800 万円程度で、3 分の 1 の 600 万円を社協さんにご負担いただいたということで決着したんですけれども、これは以前、躯体に関わる問題として、一番最上階の屋根の防水シートと言いますか、屋根補修がございました。これも多額の金額を要したわけでございますけれども、これについて当時の社協さんと協議の上、3 分の 1 は持ちましょうということで決着した経緯がございました。2 年前のエレベーター保守に関しては、その先例を引っ張って再度、協議を行わせていただき、3 分の 1 ということで 600 万円をご負担いただいたという経緯がございます。この点については、先ほど課長が申し上げましたように、その 3 階部分、特にこのエレベーターは 3 階部分のいわゆるデイサービスに使われるケースが多いということも加味して、その点も協議の中でお話を申し上げ、確かに先例は先例だけれどもどうなのかというご意見はございましたが、今回の件については、3 階の自主事業の利用が多いということも加味して 600 万円のご負担をいただいたという経緯がございます。それで、こういったことを、先例に従って云々ということとは、やはり指定管理者との間ではよろしくないとも考えて、

今回、地域福祉センターの指定管理者制度に係る基本協定の中で、何とかその負担割合をしっかりと、いわゆる線引きと申しますか、どこからそういう負担を求めていくかということを協議したんですけれども、その点にちょっと時間がかかってしまって、今回は合意には至っておりません。しかし、委員からご指摘のあったように、今の社協、いわゆる歳入と申しますか、財源がだんだん乏しくなっているという現状は十分理解しております。その点、基盤強化事業も毎年増額という形でお答えはしておるんですけれども、それでも追いつかないという事情、これについては十分理解しておるつもりでございます。その点、これからの社協の運営のあり方、これはもう日々、担当課には指示をして、しっかりと協議をするようにというふうに私からも申しておりますので、その点、ご理解賜りたいと存じます。以上です。

吉津委員長 今一度、地域福祉所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:09 —

— 再開 10:09 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、高齢福祉課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 高齢福祉課所管の補正予算につきましては、補正予算書 22、23 ページに記載のとおりであり、補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:10 —

— 再開 10:10 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、子育て支援課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 子育て支援課所管の補正予算につきましては、補正予算書 18、19 ページ、22 から 25 ページ及び予算説明資料 2 ページに記載のとおりであり、補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑

はありませんか。

ひさなが委員 それでは補正予算書 24 ページ、25 ページ、第 3 款「民生費」、第 2 項「児童福祉費」、第 2 目「児童措置費」、特定教育・保育給付事業 357 万 5,000 円についてお伺いします。こちらは私立分だと思うんですけども、まず保護者の手続き等が必要あるのかというところと、あと園のほうから市に対しての手続きや申請等が必要あるのか、お伺いいたします。

保育班長 原則、保護者の手続きは不要ですが、生計同一者の子どもをカウントしますことから、長門市に住民登録のない子で生計を一緒にしている子が居る場合は保護者の方からの届け出を行っていただく予定としております。園からの手続きでございしますが、請求の手続きが必要になります。

ひさなが委員 わかりました。それと次、財源の 2 分の 1 は市が一般財源で出されている、出していく予定になっていると思います。1 度始めたら来年は止めたりできない事業だと思うんですけども、今後の財源、これ一般財源で充てられていくかっていう、その見解についてお伺いいたします。

子育て支援課長 来年度以降の財源のお話ということで承りましたけれども、有利な補助金がありましたらそちらを優先的に活用していきたいというふうに思っております。

綾城委員 今、ひさなが委員の関連ですが、これ県の事業に対応しての予算の措置だと思いますけれども、改めてこの県の事業概要についてお尋ねします。

子育て支援課長 今回の県の事業につきましては、市が行う保育料の軽減事業等に対する補助事業ということになってございます。もう少し具体的に申し上げますと、3 歳未満児で第 2 子以降のお子さんがいらっしゃるご家庭の保育料を無償化する事業でございまして、この際、所得制限等は設けないということになってございます。

綾城委員 先ほどひさなが委員からもありました、市が 50% ということで、残りを県が 50% 負担をするということによろしいですか。

子育て支援課長 はい、委員お見込みのとおりです。

綾城委員 わかりました。これ、いつからこの制度を本市で導入される予定か、スケジュールをお伺いしたいと思います。

子育て支援課長 県の補助事業の導入に合わせまして、令和 6 年、この 9 月分保育料から適用していきたいというふうに思っております。

綾城委員 わかりました。ではちょっと確認です。今現在、この長門市で 0 歳から 3 歳児未満までのお子さんが何人おられて、現在、このすでに保育所に預けておられるお子様がそのうちのどのくらいおられるのかということ、それともう 1 つ、今回の対象者がどのくらいおられるのかという、この 3 点についてお尋ねしたいと思います。

保育班長 令和 6 年 4 月 1 日現在で、長門市の 0 歳から 3 歳までの児童は 328 人であり、192 人が就園しているところでございます。補正予算の対象人数でございますが 150 名を予定しているところでございます。

綾城委員 じゃあ私からは最後です。今回の県の事業に市もやっていくということですが、2 子目以降のこの無償化で新規のすでに預けていらっしゃる方はこう対応できている。当然そうなんです、新規の預かり希望がどのくらい増えるとか、そういった想定があるのかということ、そしてもし新規の預かりが増えた場合に現行の体制で預かりが可能かということ、この点について確認したいと思います。

子育て支援課長 委員お尋ねの今の新規の預かり希望数につきましては、詳細な数字というのは承知してございません。今回、第 2 子以降のお子さんであるということと、それから年度途中から始まる事業であるということ、あと保育の必要要件を緩和するものではないというところで、急激な増加というのはいずれであろうというふうに見込んでおりますので、現行の体制の中で対応できるのではないかとこのように考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、子育て支援課所管全般について、ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは副市長にお尋ねしたいと思います。この事業も半分は市が支出をするというところで、ある意味 3 歳未満児の市長が掲げられた保育料無償化の一部ではあるのかなというふうには感じるんですけども、今回、2 子目以降というところで、1 子目は今後も引き続き市でやって行かれる、目指していくという認識でいいのかどうか、見解をお伺いいたします。

副市長 ただ今委員ご指摘のとおり、いわゆる 3 歳未満児の保育料無償化については、市長が 2 期目を目指す再選におきまして、公約に掲げた一番の事項でございました。ただ、これについては、受け皿となる保育士の確保の問題、それから新たに待機児童が発生するのではないかとといった懸念事項が考えられます。そのため、今年度中を目途に、ご指摘のありました 1 歳児、いわゆる完全無償化と言いますか、これについて導入できるものかどうか、それを現在検討中でございます。今回、2 子目以降を無償化することによって、通年 2,200 万円かかる見込みでございます。これが完全無償化となると、4,400 万円という形になるわけですが、こういった財源の問題も含め、今年度中には結論を出していきたいというふうに考えているところでございます。

吉津委員長 今一度、子育て支援課所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:19 —

— 再開 10:20 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、農林水産課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

経済産業部長 農林水産課所管の補正予算につきまして補足説明させていただきます。補正予算書は 24 ページ、第 6 款「農林水産業費」、第 1 項「農業費」、説明コード 175 の「新規就業者等産地拡大促進事業」として 233 万 3,000 円を今回新たに計上しております。この事業は農業者の減少や高齢化が進む中で、地域農業の持続的な発展を図るため、産地における新たな人材の確保・育成と生産拡大の取組みを一体的に推進できる体制を整備するものありまして、この度令和 6 年 4 月 3 日付で山口県から事業採択通知があったことから、必要な経費を計上するものであります。その他の内容につきましては、補正予算説明資料 2 ページに記載のとおりであります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田村委員 補正予算書 24 ページ、25 ページ、第 6 款「農林水産業費」、第 1 項「農業費」、第 4 目「農業振興費」、新規就業者等産地拡大促進事業費補助金 233 万 3,000 円についてお尋ねをいたします。この事業、県の事業をもとにしておられます。県の事業と言いますのが新規就業者等産地拡大促進事業ですけれども、この生産強化整備というものを使って、この事業を設定されてると思います。負担割合についてお尋ねをするんですけれども、この県の資料によりますと、県が 3 分の 1、実施主体が市町負担を含む 3 分の 2 というふうになっております。長門市の負担、この説明資料を見ますと 4 分の 1 となっておりますけど、この 4 分の 1 を設定した理由についてお尋ねいたします。

農林水産課長 県のほうは 3 分の 2 以内というふうにしておりますので、それ以内に留まるということで、市としては県と同等よりそれ以内っていう形で考えまして 4 分の 1 というふうにしたところでございます。申しますと、県の 3 分の 2 以内っていうのは満たしていると認識しております。

田村委員 これを伺いましたのが、先日も議会報告会で渋木に行ってきたして、その農業生産者の方がこういった機械の導入にすごくお金もかかるし、高齢化をしてこれから維持していくのは大変だと、この事業を。というような話をされていた中で、新規就業者受け入れ及び生産強化のための事業ではありますけれども、この負担割合、その実施主体の負担割合が大きくて負担にならないかなというふうなことを思いましたけれども、実施主体の方にその辺りはもうご

理解をいただいているっていいことですか。

農林水産課長 当然、実施主体の方にも県のこの事業、市の嵩上げ部分、そういったものを全部説明させていただきまして、ご理解はいただいております。基本的にこの度は事業費 400 万円という規模でございます。それで基本的には実際、県と市を合わせて 2 分の 1 以上の支援ができているというふうに市としては認識しております。

田村委員 わかりました。こういった補助事業を使って生産者の方が有利に農機具などを購入するようなことというのがこれから求められていくというか、そういった負担軽減のための措置というのがあると思うんですけども、今回の、これ県に申請をされたということですよ、その実施主体の方が。これは市に申請をされるんですか。

農業振興班長 申請者の方から市に対して申請があり、そして市から県に対して申請をするというスキームになってございます。

田村委員 応募についてですけども、この 1 件だけだったということでしょうか。

農業振興班長 この 1 件のみということでございました。

田村委員 わかりました。最後に、新規就業者等産地拡大促進事業の周知方法についてお尋ねをいたします。

農業振興班長 事業の周知につきましては、要望調査が県のほうからございますので、こちらのほうで農業者の皆さんに紹介をかけるということがありますし、また市あるいは JA、そして農林事務所等を通じて常々情報提供も行っておりまして、そうした中から相談があった際にこうした事業をご紹介するというような形で周知を図っております。

早川委員 この事業の説明の中に、産地パッケージ計画に基づくってということで説明があるんですけども、この産地パッケージ計画っていうのは、いつから長門市はこの計画を立てられて動いてらっしゃるんでしょうか。

農業振興班長 産地パッケージ計画については、作物ごとに長門市でどの程度作付けして振興していくのかということを計画にまとめたものでございまして、平成 30 年度から始まっております。この度の計画につきましては、飼料用米の増産に向けてということで、その計画を立てることで、この新規就業者の確保、そして機械の整備を合わせてセットで行おうとする計画になります。

中平委員 事業内容に機械、施設等の整備支援とありますが、具体的な内容を教えていただけますか。

農業振興班長 この度、この事業によりまして整備する機械でございまして、ブロードキャスター、これが肥料散布機になります。トラクターの後ろにアタッチメントで付けて肥料を撒いていくタイプのものになります。そして、

サイバーハローと申しまして、これも同じくトラクターの後部にアタッチメントで付ける代掻き用の機械になります。そして最後に耙摺り機ということで、これはいわゆる耙摺りを行うための機械でございます。合わせて税抜き 400 万円というところになります。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、農林水産課所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:28 —

— 再開 10:29 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、観光政策課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

観光スポーツ文化部長 本年度から新設された観光スポーツ文化部でございます。委員の皆様方には、今後ともよろしく願いいたします。それでは、補足説明をさせていただきます。観光政策課所管の補正予算につきましては、まず、補正予算書は 23 ページの第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、説明コード 030 のコミュニティ助成事業として 200 万円を新たに計上しております。これは、補正予算説明資料 1 ページに記載のとおり、昨年度に申請しておりました、長門柔道協会が主催する地域国際化推進事業が、コミュニティ事業の助成事業として承認されましたので、必要な経費を計上するものです。また、補正予算書 25 ページの第 7 款「商工費」の第 2 項「観光費」、説明コード 085 の外国人観光客誘致・宣伝事業として、1,200 万円を追加して計上しております。こちらは、補正予算説明資料 2 ページに記載のとおり、インバウンドの対策費として、これまでの東アジア圏に加えまして、欧米豪へのプロモーションを実施し、併せて、受け入れ体制を整備する市内事業者を支援するための経費を計上するものでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 お疲れ様です。今部長の冒頭の説明にありました予算書 23 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 18 目「国際交流費」コミュニティ助成事業でございますが、この事業内容のところにインドネシア仙石道場との交流とありますが、これ、ちょっと前にですね、向津具小学校のほうにインドネシアのほうから留学というかホームステイみたいな形で来られてて、そこに年

年齢 80 歳ぐらいの仙石さんという柔道 8 段の方おられたんですが、その辺りの関連性とか、あの仙石さんの仙石道場の活動内容等がわかれば説明願います。

観光振興班長 それでは、お答えいたします。当事業につきましては、今委員さん言われました通り、向津具で、6 月 4 日から 9 日にかけて実施した内容と同じものになっております。仙石道場につきましては、インドネシアバリ島で仙石インターナショナル柔道ホールの仙石常雄館長が率いるバリ島の小学生柔道団になります。そうですね。本事業につきましては、事業補正予算成立前にちょっと実施しておりますけど、交付決定前の実施届を提出してもらっておりまして、補助金の交付決定を受けた補助金額が交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても意義ないことという条件をつけておりまして、事前に実施したものでございます。

中平委員 すいません。もう少し仙石道場の活動内容とかわかりましたら。

観光政策課長 分かる範囲でお伝えしてはしますが、仙石道場の館長さん、常雄さんっていう方がですね、ずっと長い事日本で、警視庁にお勤めになられまして、その期間に何度か国際交流の関係でインドネシア等に派遣されたそうです。退職をされまして、大体 20 年ぐらい前にですね、インドネシアのほうに行かれて、そういった柔道の道場を開かれて、今そこでしっかりと活動されている。国際交流に関してもいろんなことをされているように伺っております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。なければほか、質疑はございませんでしょうか。

田村委員 はい。それでは、24 ページ、25 ページ、第 7 款「商工費」の第 2 項「観光費」085 の外国人観光客誘致・宣伝事業 1,200 万円についてお尋ねいたします。まずですね、これ全体で 1,200 万円、施設 1,200 万円ですけれども、この金額ありきだったのか、この事業がですね、それとも、その内容を積み上げて積算根拠があるのか、そのあたりをお願いします。

観光振興班長 ただ今の 1,200 万円の内訳につきましては、まず 1,000 万円につきまして、欧米豪への PR の予算というふうになっております。残り 200 万円につきましては受け入れ環境の補助というところで、こちらにつきましては、上限が 10 万円で、補助率 2 分の 1 で、合計 20 件で 200 万円というところを想定しております。1,000 万円のほうにつきましては、これは積み上げではないんですけど、こちらにつきましては、インバウンドを誘客するために旅前における認知が重要なことから、海外メディアにプロモーションする総合的な予算というふうになっております。内容は、海外メディアに対する現地の招聘、それからメディアの商談、メディア商談会での PR 活動、それから旅行会社に対して旅行商品として本市のツアー提供や宿泊手配が可能な旅行会社がいるかなどのリサーチ、アプローチの予算というふうになっております。これは明確なこう

こうこうという積み上げということではないんですけど、こういった PR につきましては、どこをターゲットにしていくか、またどういったメディアについてこう出していくかというところで違ってきますので、予算が成立しましたら、予算の範囲内でできるだけ多くの会社で PR ができるように、また、できるだけ効果的な PR ができるというようにということで専門の業者のほうから提案を受けまして、最も効果的な方法というところを探りながら実施をしていくこととしております。

田村委員 なかなかあれだったんですけども、この 1,200 万円の根拠についてお尋ねをしたのは、今年ですけれども、ニューヨークタイムズの記事が出まして、山口県や山口市を中心に山口県に注目が集まっているという中で、全国の自治体がそれでもこう年間 3,000 万人超えようかというインバウンドを誘致しようとしてるわけじゃないですか。そういった中で、今回のその山口県に、しかも CNN で以前注目を浴びてる長門市っていうのは県内でも有利な立ち位置にいらっしゃるんですけども、その全国との競争の中でこの 1,000 万円というのがどうだったのかなというふうに思います。今、具体的な内容についてはご説明がありましたのでいいんですけど、これによって求める効果のようなものを何か設定をされておりましたらお願いします。

観光振興班長 はい。それではお答えいたします。効果につきましては、インバウンドにつきましてはリードタイムと言いまして、準備期間ですね、旅までの準備期間がちょっと長いことから、すぐに、観光客がすぐに増加するというのはちょっと難しいかなというふうには考えております。ただ、来年度、2025 年度に関西万博、それから 2026 年にデスティネーションキャンペーンが控えておりますことから、そういったところにつなげていくということで、このタイミングで認知度を向上させるというところで今回の予算を計上したものになっております。今回、欧米豪ターゲットにプロモーションというふうに申しましたが、こちらにつきましては、欧米豪のプロモーションは最終的には東アジアへのインバウンドの拡大にもつながるというふうに思っております。

田村委員 なんでしたっけ。この山口県に注目が集まっているこの機会にプロモーションすることによって今後のインバウンドの誘致につなげていきたいという目的であるというふうなご説明だったと思いますけど、それはいいと思います。なかなか、欧米豪っておっしゃいましたが、GMO が、GMO インターネットとか昨年集計インターネットアンケート取られてまして、欧米豪、豪はエイペックが入りますので、エイペックは行きたい観光地として日本選んでますけれども、欧米については日本はこうランキングに上がってこない、上位に上がってこないという中で、なかなか難しい、プロモーションとしても難しいと思うんですよ。インバウンドというのが輸出と同じく向こうから来てく

れる外貨獲得手段ということですね。これ力を入れる意味があると思うんですけども。そこでです、今回、この 2 つの事業を合わせまして、既に取り組んでいらっしゃる、そのインバウンドを受け入れてらっしゃる実施主体というか、民間の事業主体の方いらっしゃると思うんですけども、その辺りとの連携についてはどのようにお考えでしょうか。

観光スポーツ文化部長 それでは、お答えいたします。まず、本事業の組成の仕方ですけども、具体的に言いますと、市内の観光事業者にはですね、旅館業さんとか大体 4 名の代表の方にはヒアリングをして、実際にやはり肌感覚として、インバウンドが今どういう流れであるとか、お客さんがどういうニーズを持ってるのかということではですね、ヒアリングの中から私どももどう受け止めたらいいかってことを整理してこの予算に挙げております。基本的な部分ですけども、先程委員さんもおっしゃいましたが、インバウンドってなかなかどこにターゲットをしてというところは難しゅうございますけども、当初予算、要は 3 月の時点の予算では、これは積み上げが 10 月から始まっておりますから、やっぱりこう変化がずっと、この 6 月までの補正までに変化がございますので、そこをどうとらまえるかっていうところがありました。当初予算の段階では東アジア圏を中心にインバウンドをどうやっていくかというところに主眼を置いてましたけども、そこから、先程おっしゃったように、山口市がああいう状態になった、52 選の中の第 3 位になりましたと。次には関西万博が参りますと。この度新しく DC、いわば JR6 社が総意を持って観光振興やりましょうというイベントが来ましたと。そういう流れの中でどうやっていくかっていうところを見ながら、とにかく波及を出すために遠くのところ情報を出しますというところ、これはですね、今度は波及が来た時にどういう整備するかっていうのは、次の段階でもう人波とか予算をどうするかっていうのは考えないといけないだろうというふうには思っておるところではございます。ですから、実際の観光業者の方からヒアリングをしているところと情勢が変わったところ合わせて、今、この度の補正予算にいたったところでございます。

田村委員 はい。ではですね、その海外メディアと旅行会社への PR をされるための予算ということですけども、私、つい最近まで知らなかった自然観光という言葉がありまして、今、インバウンド、海外旅行者の富裕層から、こういう日本の良さとか、文化、歴史もそうともかくですけど、自然の良さと食べ物の良さっていうのが注目されてるということを知ったんですけども、今回 PR をされていく内容について、長門市の魅力、どういうふうに PR をされていくのか、お願いします。

観光スポーツ文化部長 少しさっき班長が触れたと思うんですけど、今から仕様書をですね、議会で承認をいただきましたら、今から仕様書を作った中でど

ういうふうにその業務を入れていくかってことは決めてまいりますので、そこもちろん委員さんのおっしゃる通り、インバウンドの方、といいますか森ネイチャーとかですね、そういうところの需要もありますから、その業者としてしっかりどういうところが必要なのかということは、話をしながらですね、決めてまいりたいと思っております。

早川委員 インバウンド受入環境整備支援というところで、多言語対応に取り組む事業とか、キャッシュレス決済に取り組む事業などを想定されて、補助事業の補助率は2分の1として上限は10万円っていうところでお伺いしてるんですけども、先ほど何か調査もされたということだったんですけど、多言語対応に取り組む事業とか、キャッシュレス決済に取り組む事業っていうのはどれぐらいの金額を想定されて、この上限10万円とか、補助率が2分の1っていうところで決められたんでしょうか。

観光振興班長 今、委員さんが言われましたように、内容につきましては多言語対応に取り組む事業といたしまして、例えば音声翻訳機の購入費用、それから外国のピクトグラムで表示した案内看板等、それから案内パンフレットや商品のメニュー化、それからキャッシュレス決済に取り組む事業につきましてはキャッシュレス決済機の導入やインターネット環境の整備などを想定しております。事業費につきましては、こちら山口市が同様の補助金をしておりまして、今回のきっかけが山口市のニューヨークタイムズの取り上げというところがありましたので同様の内容で設定しているところでございます。

早川委員 山口市を参考にして言われたんですけども、これ長門市って結構まだ山口市よりもインバウンドに対してはもっともっと力を入れていかなきゃいけないと思うんですね。それで高齢化率もやっぱり山口市よりは高いと思いますので、その方たち飲食やら事業所の方たちに対して協力していただくっていうか、やはりインバウンドが来てからそれに対応していくんでは全く遅いと思ってるんですね。波及があって初めてやるんでは、まあ今回は早かったのかもしれないんですけど、やはりそれをねらって、長門市がねらっていくとするんだったら多くの事業者にお客さんは事業者を選ばないので、ポツて入って対応されたら、ここはちゃんと、この市はちゃんと対応してくれる、自分も今度また来たいなって次の人にも案内できるなっていうふうに思われると思うんですけども、この1事業者当たり10万円の上限で2分の1の補助率っていうのはちょっとまだ事業者としてはハードルが高いなと思うんですけども、今後これ見直してっていうか本来ならば今も見直してほしいんですけど、見直してっていう考えはございますか。

観光政策課長 補助率であるとか上限であるとかっていうところについては、今後検討していきたいと思っておりますけれども、検討の必要があれば検討が

必要なのかなっていうのは思っていますけれども、事業者の方につきましては、しっかりこの事業がありますよっていうことを PR しながら、さらにそういったセミナー等も行いながらしっかり周知をして、実際そのインバウンドに対する意識というかそういったものをしっかり養成していきたいというふうに考えております。

早川委員 これ先ほど 20 件を想定してっていうことだったんですけれども、これ 20 件でよろしいんでしょうか。そこから聞けばよかったですね。最大 20 件っていうところの感覚でよろしいでしょうか、もっとたくさんの事業者っていうことの考えはなかったんですかね。

観光スポーツ文化部長 20 件っていうのは、それは予算が潤沢にあれば 30 件でも 40 件でもというところもあるんでしょうけれども、その前の前提で、まず市内の方がしっかりインバウンドとは、というところが理解をしてからやっぱり需要があればもうワンステップ次の、さっき課長が検討と言いましたけど、そこに入っていく必要があるかと思っておりますので、その前の段階で今我々が考えてるのはこの予算と同時に研修会を 2 回開催することにしております。これはインバウンド対策研修会ですけども、そこでやっぱり専門家の方からお話を聞いた中で、あ、うちの店ではここが足りなかったとか、ここが必要だったとかということがやっぱり需要として高まってくれば、また別の方向で事業の組成を考える必要はあるかとは思っております。まずはやっぱり知ることを今 2 回の研修会の中から皆さんに考えていただこうかなというふうに部としては思っております。

早川委員 研修会で開催っていうのはとてもいいことだと思うんですけど、これ対象者っていうのは市民全体ですかね。

観光政策課長 まずはその事業者の代表者である方であるとか、またさらにその後にはそういったしっかり事業者の方を対象にしたセミナー等を行っていききたいというふうに考えております。

早川委員 是非、市の今後のこれ観光インバウンド対応っていうところを市民全体についていうか、事業者全体に行き渡るように本当にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

松岡委員 今のインバウンド受入環境整備支援なんですけど、ニューヨークタイムズは 2024 年に行くべき 25 箇所として今年の 1 月に発表されてますが、事業者の方としてはやっぱり 24 年ということで早めにそういうインバウンド対策を準備されてる方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですけど、この整備支援の対象となる期間っていうのはどのようにお考えでしょうか。

観光振興班長 まず周知開始につきましては、今回の補正予算成立後に速やかに執行しようというふうに考えております。

松岡委員 ちょっと質問の意図と違ってらんですが、すぐに申請の受付はされると思うんですけど、その申請の対象となるその事業、例えば翻訳機を買われたと。でもそれでももう 4 月ぐらいに買ってるんだけど、そういうのも対象にされるのか、4 月に遡るのか、それとも申請開始以後の購入に限るのか、その辺りのご見解を。逆に言うと早めに買われた人も対象にされてはどうでしょうかということなんですが。

観光政策課長 基本的には予算成立後ではあるんですけども、今から要綱等を作成しますので、今後検討してまいりたいというふうに思います。

米弥委員 この度予算を拡充されたってということで、欧米豪へのプロモーションを実施するってということなんですけど、本市に來られる交通アクセスを考えると、これ私自身の意見なんですけど、東アジアがやっぱりアクセスが相当いいんですよね、欧米豪に比べると。そこで、今回欧米豪に拡充されたわけなんですけど、やっぱり東アジアっていうのは、これから先今までどおりなのか、もっと今まで以上の PR をされていくのか。そのところの見解をお尋ねいたします。

観光スポーツ文化部長 委員おっしゃるとおり、資料があるんですが、国別のインバウンドの状況ですけど韓国が 66 万人、中国が 53 万人、台湾が 46 万人、米国が 23 万人、香港が 18 万人ということでやっぱりアジア圏のほうがインバウンドの状況としては、国別で言えば多いなというところは捉えているところでございます。地方の宿泊についてもやっぱり福岡が 474 万人ということで、これもアジア圏の人たちが多いということで、やっぱりアジアが多いということはわかってますけれども、ただ欧米豪はどちらかというと広島から入ってくるほうが多いところでございますので、そこはとらまえながらも今後しっかり対応していきたいなというふうには思っているところでございます。

綾城委員 これちょっと確認なんですけど、今これ補助金になっていて、ながと国際観光推進協議会に 1,200 万円。ただ実施主体はこのながと国際観光推進協議会なんだろうと思うんですけど、ずっと聞いてると市の方がやられるのかになってというような答弁だなとずっと思っていて、それはそれでいいんですけど、ながと国際観光推進協議会っていうのが今までもそれは聞いたことありますけど、改めてどういうところかということと、これ今 1,200 万円の事業、今回のインバウンドのバスの補助金をここに委託しましたよね、当初予算で。誰がこの事業をやるのかっていう。このながと国際観光推進協議会が、誰が会長になっててどういう組織で、どういう事業実施をやっていくのかっていうのをちょっと説明してもらえますか。

観光振興班長 まずながと国際観光推進協議会につきましては、観光客の誘致を図るため、官民一体となって受入体制の整備や国、県事業と連携して宣伝、

誘客活動を行い、長門市の観光事業の振興に資することを目的とした協議会で、観光客誘致活動や観光客受入体制整備などの事業を行っております。それで協議会の会員につきましては、まず会長が NPO 法人つなぐの岡藤さんが会長となっております。それから焼き鳥横丁連絡協議会、あと湯本温泉旅館協同組合等の事業者で組織された協議会など市内の観光関連の事業者や飲食店などの事業者で構成された協議会というふうになっております。

綾城委員 それはわかりました。じゃその方々がやるんですか。それともなんか市がやるような感じになんか思ってるんですけど。

観光振興班長 事業につきましてはあくまで協議会のほうで実施するようになっております。ただ事務局のほうを市の観光政策課が持っておりまして、事務局として今説明をしているところでございます。

綾城委員 じゃわかりました。団体が補助を受けて、事務局に市がなって、市も関わりながら事業を進めていくということ。わかりました。これはいいんですけど、今インバウンドのバスの補助金 100 万円ついてましたね、当初予算で。その拡充っていうのは特に考えなかったんですか、今回。

観光政策課長 バスの拡充につきましては、今年度当初予算におきましてインバウンドを対象とした団体客に向けた補助を改めて予算計上したところでございまして、今回の補正についてはその分については検討しておりません。

綾城委員 わかりました、検討もしてないってことですね。これまた確認です。今回の欧米豪を新たに加えてプロモーションしていくってことなんですけど、今この長門市ってこの欧米豪のお客さんがどのくらい入ってるのかということ。この事業を行っていくことによって、どのくらい増やされていくのかっていうような、なんか目標を持ってらっしゃるのか。目標をお尋ねいたします。

観光政策課長 市内に外国の観光客、インバウンド観光客の方がお越しになってはいますけども、実際例えば欧米豪といったところまでの詳細な部分についてはちょっと把握をしておりません。全体のインバウンドの宿泊の観光客数が大体 1 万人弱、昨年度、令和 5 年度の観光客動態調査から行きますと 9,478 人でございます。こちらは目標というところになりますけども、観光基本計画の目標でいけば令和 8 年度に 1 万 2,000 人というところがございますので、そこに向けて今の取り組みをしているという形になると思います。

綾城委員 部長にお尋ねです。まあ今の現状はわかりました。今後その欧米豪っていう新たにターゲットにしていこうっていうときに、やっぱり把握と、どういう目標っていうか、それは要るんだろうなと。インバウンド全体で捉えるんだっただけですね。その辺そう思うんですけど、部長の見解をお尋ねします。

観光スポーツ文化部長 部の目標は、基本はやっぱり国内需要をしっかりと捉えることというところが基本にあって、プラスでやっぱりインバウンドをどうや

っていくかってことがあると思うんですね。目標は、先ほどこちよつと課長もちらつと言いましたけど、基本目標としては1万2,000人というところが観光基本計画にあるんですけど、現状9,478人なので、ここはクリアを絶対しなくてはいけない目標だろうなっていうのは思っています。さっき言った国内需要と別にインバウンドを推進しなくてはいけない理由というのが、例えば単価で言うと、インバウンドの1人の方が使う単価の平均が、観光客動態調査で言えば20万円、1人ですね、1人で使うのが20万7,000円程度お使いになります。これはやっぱり大きいなと。これには差があつて、オーストラリアでいけば37万円、一番下でいけば近くのアジアの人は10何万円しか使っていないという兆候があつて、ここでやっぱり欧米豪を狙うのは、やっぱり単価が高い人をどうやって連れてくるかっていう目標があると思うんですね。ここはさっき言った、単純に掛け合わせてもらったらわかると思うんですが、1人あたりにそれだけお使いになる、地方で全部お使いになるわけじゃありませんけれども、やっぱりそこは単価が高い人が来られたら、やっぱり波及効果として少しお金を落としていただけるというところがあるので、やっぱりまず第一の目標としては1万2,000人の集客者をクリアすること、ここが目標だと思っております。

綾城委員 はい、分かりました。じゃあ、ごめんなさい、あと何点か。今度、今、受入環境整備支援事業で200万円、予算措置されてますけど、これは民間事業者の方を対象にしております、それはそれでいいんですけど、この民間事業者というのは、例えば観光を専門としてる事業者じゃなくともいいのかということ、それとか例えばNPO団体とか、市の指定を受けている指定管理者、ルネッサとかそういうところも対象になるのかということをお尋ねします。

観光政策課長 今言われました市内の観光施設であるとか宿泊施設、飲食施設、小売り業さん等で、インバウンドの方が利用することができる施設の運営事業者という形で今考えております。今後検討してまいりますけれども、大体そういった方々についても、今おっしゃられた方々についても大丈夫なような形になるのではないかなというふうに考えております。

綾城委員 はい、分かりました。例えば温泉街なんかで言うと、観光に少し関係ないかもしれないけども、切っては切り離せない事業者さんって結構いらつしゃると思うんです。その辺りは柔軟に対応してもらえたらと思います。あとですね、インバウンドっていうのは、バスで来る形もあるけども、個人で、欧米豪なんかでも結構個人で来られている方もおられて、長門市駅に入ってくると。今JRバスでずっと新山口から入ってきて、そこから元乃隅とかに行くインバウンドって結構あると思うんです。何て言うの、今回の予算の中で、結局あの辺でやっぱり迷子になっているわけですね、インバウンドの方々が。長門市駅でどうしたらいいのかわからない。ここからまたすごいお金もかかっちゃ

ってる人がいる。今回の予算を考える中で、そうしたインバウンドというのは、車で来るといのはあんまり考えられないから、そうした方々が駅に入ってくると、長門市駅に。その辺の対策って何か考えられましたか。部長にお尋ねいたします。

観光スポーツ文化部長 まず、今、その JR の駅につきましては、利用を再開しましたので、本当に委員さんがおっしゃるとおり、重要な結節点になって、立ち寄って、そこからどこに行くかとお決めになることが必要だと思いますけれども、検討しましたけれども、なかなか今、人的問題で観光所がですね、今人がいないので開いていないというところもあるので、やっぱりそこはパンフレットとか看板とか、そういうところで対応する必要があるとは思ってますけれども、そこに直接、今何をするかというところは検討中でございまして、まだ具体的な施策をしておるわけではございません。以上でございます。

綾城委員 ここもですね、この予算の中でできるのかどうかよく分かりませんが、この協議会の中でですね、この長門市駅の対応というのも考えてほしいと。あと、私から一つ。コンベンションさんが、今あそこの駅はほとんど今いらっしゃらないと、職員さんがね。だけど、実質は迷子になられていて困っていらっしゃることがあるっていうのは、この前、議会報告会で意見が出ました。あそこにやっぱり常時、これからそのインバウンド対応をしっかりとやっていくのであれば、何て言うのかな、その車で来ないインバウンドの対応という、あそこに職員をきちっと置くということが必要になってくると思うんですよ。その辺でちょっと考えてほしいと思うんですけれども、私たちも返さないといけないから、その辺、部長の見解を。

観光スポーツ文化部長 まず 1 点目が、インバウンドの観光客が、表記をして、どこに何があるかとか、どうしたらいいかとかという部分は、市長、副市長のほうからも市内の看板等については、そこは検討するようにというふうに指示を受けておりますので、部としては今後検討する必要があるかなと思っております。もう 1 点、コンベンション等の人的部分については、これもすぐに右から左というわけにはいきませんが、そこはできるかどうかはコンベンションと、今後話をしてみたいというふうに思っております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。

ひさなが委員 インバウンドについては、ながとインバウンド戦略会議、民間と行政と民間団体でさせていただいてますけど、この相談に行ったのが多分、今年の 2 月か 3 月ぐらいで、課長もいらっしゃったと思うんですけど、あのときはインバウンドを推進していくにしても、そのときに資源の掘り起こしだったりご相談したんですけども、そのときにはどんだけ言っても請け負える事業者がいらないんだっていうふうに、確かあのときおっしゃっていたと思うんです

よね。これを今から進めていって、今補正予算を出されたということは、PRをして来てもらっても事業者はしっかり対応ができるっていう考えを行政はお待ちだっという認識でいいんですか。

観光政策課長 インバウンドに対する対応ができる事業さんがいらっしゃらないのではないかっていったお答えをしたっていうところでございますかね。そのときにお聞きしたのは、そういった事業をされるという話の、事業をされるという中で、今から始められる事業について、そういったことをするのはちょっとどうでしょうかっていうふうにはお答えをしたつもりでございます。今回の事業というのは、インバウンドそのものに対する対策ということですので、例えばメニューの表記であるとか、そういった部分ではなく・・・

ひさなが委員 1,000万円のほうですね。インバウンドでPRをしていくと、どんどん入ってこられて、もちろん宿泊もされるでしょうし、いろんな自然観光の話も出ましたが、色々体験とかをされるであろう外国人の方へサービスを提供する事業者が不足しているっていうお話をされてたんですが、あのときに。それは今解決をされているのか、それともこれをやりながら解決をしていく目途が立っているのかっていう見解をお伺いしたいです。

観光政策課長 インバウンドに対する対応と言いますか、そういったものに関しましては、やはりこれまでなかなかそういったことがなかったというところがございます。今回、山口市が注目されまして、一気にそういった風潮が流れてきて、今後、事業者の方にもそういった対応が必要になってくるのかなっていうふうには感じておるところでございます。当然、先ほどから申し上げましたその研修会でありますとか、そういった部分でしっかり事業者の方にも現在の部分を把握していただいて今後対応していただきたいなというふうに考えているところがございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、他にご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、観光政策所管全般について、ご質問はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開を11時20分からいたします。

— 休憩 11:08 —

— 再開 11:19 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、都市建設課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

建設部長 それでは都市建設課所管について、補足説明いたします。予算書は

24 ページ、25 ページになります。第 8 款「土木費」、第 3 項「河川費」、第 1 目「河川総務費」、015 河川管理・海岸保全施設管理事業につきましては、県から市への施設管理委託金の単価が改正されたことから、市から陸閘、樋門の地元管理者への委託料を 2 万 8,000 円増額するものでございます。続いて同第 2 目「河川改良費」、コード 015 県営事業負担金につきましては、日置長崎地区急傾斜地崩壊防止対策事業費の増により 194 万 9,000 円を増額しております。また、予算書 18 ページから 21 ページでは、歳入として県委託金 4 万 8,000 円と市債 200 万円を追加計上しております。以上でございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重廣委員 ただ今補足説明がございました、第 2 目「河川改良費」、事業コード 015 県営事業負担金につきましては、日置の長崎地区の急傾斜地崩壊防止対策事業ですよね。これはあくまでも県営事業でございます。それで、県営事業に対する市の負担割合はいくらになっていますか。

都市建設課長 この事業の負担金につきましては 10%となっております。

重廣委員 1 割ですね。ということは 194 万円っていうことは、1,900 万円程度工事費が増加になったと、県のほうの。私これ毎回言うんですが、県のほうでいくらになったから 10%のこれだけ市はお願いしますよというふうに金額の要求が来るんでしょう。その工事に対して 2,000 万円近い金額が増えた、急傾斜地崩壊防止対策事業に対してですね。ちゃんと自分たちの目で確認して、どのくらい増えたからこれが必要なんだっていうようなことを現課でされているかどうか。今までは県の要望ですからこれだけ払いましたって言われるだけだったんですよ。そのときにも私は、どういう原因でこれだけ増加になったのかっていうのを自分たちで把握した上で、この 1 割負担を県のほうにお支払いくださいというふうに言ってたと思うんですけど、最近はどのような感じでこの金額について考えておられるか、見解について伺います。

都市建設課長 今回の長崎地区の増額につきましては、県のほうから令和 7 年度以降の完了を以前は目標にしていたんですが、この令和 6 年度で完了に持ち込みたいということから、増額の話がされましたことから事業の早期完了のための予算であるというふうに我々は認識しております。

重廣委員 終わりにしようかと思ったんですが。令和 7 年度にかかる予定だったのを前倒しして令和 6 年度中に完成したいからその分増額しましたという、実際に今から天候の不順等もありますよね。令和 7 年度までで終わる予定だったのが令和 6 年度で全部、かなり効率的には厳しいんじゃないかというふうに判断するんですが、それがだから令和 6 年度中に完了する、県はしたいって言われますけど、市としてもこれはできるであろうという目安の上でこの金額を

確認されたのかどうか。その辺り。

都市建設課長 ほとんどの説明は、県のほうから今年度で完了するということを受けましたので、私どもとしましても完了するものと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、都市建設課所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:23 —

— 再開 11:24 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、教育総務課及び学校教育課所管について、一括して審査を行います。執行部の補足説明がありましたら
お願いします。

教育部長 それでは、教育総務課及び学校教育課所管につきまして、補足説明をさせていただきます。補正予算書に関する説明書の 18、19 ページ、第 16 款「国庫支出金」、第 2 項「国庫補助金」、第 9 目「教育費国庫補助金」、スクールバス購入費補助金のマイナス 46 万円でございますが、これはスクールバス「油谷地区しおふき号」の更新にあたり、財源として国庫補助金を活用し、5 月に内定を受けたところですが、補助金の額が当初の見込みより減額されたため、国庫補助金を市債及び一般財源に振り替えたものでございます。次に、補正予算書に関する説明書の 26、27 ページ、第 10 款「教育費」、第 1 項「教育総務費」、第 2 目「事務局費」、事業コード 010 外国語指導助手派遣事業のマイナス 3 万 4,000 円でございますが、これは JET プログラムを利用した外国語指導助手が急遽 3 月末で退職したことに伴い、民間事業者に事業委託をすることとなりました。これにより、JET プログラム退職者 1 名分の予算を全て削減し、外国語指導助手派遣業務委託料に必要経費を計上したものであります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会

します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 11 : 29 —